平成２９年（フ）第２０９７号
名古屋市中区大井町３番５号、従前の営業所名古屋市中区栄５丁目19番31号　Ｔ＆Ｍビル４階　０号
破産者　パークスホーム株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１４８号
大阪府四條畷市田原台７丁目４番10号
破産者　ジーエムティー株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０６号
大阪市淀川区宮原５丁目１番３号
破産者　ジェイ・ワン・プロダクツ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５９号
大阪市東住吉区駒川５丁目９番15号、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市松ケ丘２丁目20番31号
破産者　有限会社イルム
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７４号
大阪府豊中市清風荘２丁目６番13号２Ｆ
破産者　株式会社遊具市場
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４３号
大阪市西区江戸堀１丁目６番13号肥後橋堀田ビル１階
破産者　株式会社ブラスト
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３５号
大阪府吹田市南金田２丁目６番15号
破産者　株式会社マルホ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５２号
大阪市東住吉区田辺４丁目19番５号
破産者　株式会社フラットリテイル
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０号
大阪府豊中市豊南町西３丁目19番２号
破産者　株式会社美翔
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８２号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目50番16号月岡ビル503号
破産者　株式会社ナカムラ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２５号
大阪府門真市大池町14番41号
破産者　株式会社トラスト
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９１号
堺市北区金岡町2311番地２
破産者　株式会社美神
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９０３号
堺市北区北花田町３丁42―６、商業登記簿上の本店所在地堺市北区北花田町４丁120番地24
破産者　九栄運送株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２８号
神戸市北区広陵町２丁目240番地
破産者　有限会社アシストホーム
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９９号
兵庫県尼崎市東七松町２丁目４番19号
破産者　株式会社晃兆社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３３号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目８番18号
破産者　有限会社ラヴォラトーレ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７７６号
広島県廿日市市下の浜４番39号
破産者　株式会社広島ミニポンプ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６０号
福岡県久留米市東合川７丁目５番27号
破産者　株式会社ミヤビ企画
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６８号
宮城県石巻市大街道南４丁目６番20号
破産者　株式会社智仁会
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
東京都日野市東豊田４丁目21番地の12
破産者　神谷　　彰
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部